

くらしのインフォメーション



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「相談・消費生活」をクリック!

どう防ぎ・どう対処する? クリーニングのトラブル

事例1 9カ月前にクリーニングから引き取ったコートをビニールカバーから出すと、ボタンが1つ欠けていた。今から申し出て弁償してもらえるだろうか。

事例2 シャツのしみ抜きを依頼したら、受取り時に柄が一部消えていることに気づいた。工場担当者のミスが原因なので、購入時の価格の半額を補償すると言われたが、妥当な補償額だろうか。



クリーニング事故賠償基準

クリーニング事故が発生した際、適切かつ迅速に対応するため、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会によって定められた賠償基準です。クリーニング店の過失により紛失や破損などの事故が生じた場合、LDマーク店とSマーク店は、原則この基準に基づいて対応しています。



LDマーク



Sマーク

【業者の賠償免責】

- ① 消費者が洗濯物を受け取る際に洗濯物に事故がないことを確認し、これを示す書面を交付したとき
- ② 消費者が洗濯物を受け取ってから6カ月を経過したとき
- ③ クリーニング業者が洗濯物を受け取った日から1年を経過したとき

※①～③に該当する場合、業者は賠償を免れます。

アドバイス 事例1は、コートを引き取ってから6カ月以上が経過しているため、上記賠償基準に記載した業者の賠償免責に該当するため、弁償してもらうことはできません。

事例2は、業者が過失を認めているので、クリーニング代金と賠償を求めることができます。トラブルにあった際は、クリーニング事故賠償基準に定められている賠償額の算定方法により、ご確認ください。マークがない店でもこの基準を参考に話し合ってみてください。

トラブル防止のポイント

- 《依頼する時》
 - ・ボタン落ちがないか確認し、特殊なボタンや装飾は取り外す
 - ・しみや汚れは申し出て、仕上がり具合の説明を受ける
 - ・預かり証を受け取り内容を確認する
- 《受け取る時》
 - ・預かり証を持参して早めに受け取る
 - ・仕上がり具合を店員と一緒に確認し、気になる点はその場で申し出る
- 《受け取り後》
 - ・変色などを防ぐため、ビニールカバーから出し、陰干し乾燥して収納する

架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をおおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。絶対に事業者には連絡をしないでください!

